平成２８年（フ）第６５号
新潟県長岡市希望が丘２丁目２番地　希望が丘団地市営住宅431号室、前住所新潟県長岡市山古志竹沢甲2220番地１
債務者　佐藤　未樹
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
高知市比島町２丁目16番41号　シティライフ21比島403
債務者　尾谷　理恵
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前９時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７号
北海道虻田郡倶知安町北７条西４丁目１番地46　グループホームほし
債務者　五百澤裕輔
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第２５２号
相模原市南区相模台４丁目５番13号　ヴィラ相模原Ⅱ203
債務者　杉山　淳一
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２５５号
相模原市南区南台４丁目16番14号　クリスカル３　302
債務者　中山　秋夫
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６２号
相模原市中央区富士見４丁目８番12号　ファイブスリーシャトー201
債務者　庄司　ふみ
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６３号
相模原市中央区相模原５丁目６番２号　レオパレスエテルナ相模原105
債務者　白名　留奈（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６５号
相模原市中央区下九沢1183番地48
債務者　星　　美穂
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７３号
相模原市南区新磯野１丁目３番５号　グループホームたんぽぽ相武台
債務者　石山セイ子
成年後見人　近藤　幸久
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７７号
相模原市南区相模台２丁目６番17号　ラソネット相模台101
債務者　菅原　　拓
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７９号
相模原市中央区淵野辺２丁目30番18号　ボンボヤージュ102
債務者　福士　和夫
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６４０号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町11番地13
債務者　佐藤富士夫
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１１号
京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町２丁目566番地２
債務者　田口　幸男
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１２号
京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町２丁目566番地２
債務者　田口　町子
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２０号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地８棟201号
債務者　森本美津子
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２１号
京都市右京区梅津前田町44番地１　プラム四条311
債務者　泉妻　智彦
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字小倉47番地
債務者　大谷芳子こと　崔　　芳子
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係